21 年度から平成 30 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{21} ＝ 0.065

W_{22} ＝ 0.045

W_{23} ＝ 0.044

W_{24} ＝ 0.044

W_{25} ＝ 0.044

W_{26} ＝ 0.043

W_{27} ＝ 0.042

W_{28} ＝ 0.0010

W_{29} ＝ 0.0010

W_{30} ＝ 0.00025

X_n　平成 n 年度において発行について許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行について許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_{11} ＝ 0.022

Y_{12} ＝ 0.019

Y_{13} ＝ 0.016

α　第 2 号算式の符号 α に同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.014

AA_{15} ＝ 0.006

AA_{16} ＝ 0.024

AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係る

20 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{20} ＝ 0.066

W_{21} ＝ 0.065

W_{22} ＝ 0.045

W_{23} ＝ 0.044

W_{24} ＝ 0.044

W_{25} ＝ 0.044

W_{26} ＝ 0.043

W_{27} ＝ 0.001

W_{28} ＝ 0.0010

W_{29} ＝ 0.0010

X_n　平成 n 年度において発行について許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行について許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_{10} ＝ 0.020

Y_{11} ＝ 0.021

Y_{12} ＝ 0.019

Y_{13} ＝ 0.016

α　第 2 号算式の符号 α に同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.014

AA_{15} ＝ 0.024

AA_{16} ＝ 0.025

AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係る